

第14回口頭弁論・報告・ミニ講演会の報告

1. 第14回口頭弁論

- (1) 2019年8月5日(月) 11時～11時25分
- (2) 奈良地裁101号法廷(大法廷、傍聴席70) 裁判官:島岡大雄氏
- (3) 原告弁護団:佐藤 真理、白井 啓太郎、安藤 昌司、星 雄介、今治 周平、松本 恒平の各弁護士
- (4) 被告弁護団:3名
- (5) 原告席 着席者3名、傍聴者49名
- (6) 裁判官による、準備書面などの確認

原告提出書面

- ・原告準備書面(21) 7月18日提出
- ・原告準備書面(22) 7月19日提出
- ・証拠説明書(22) 7月18日提出
- ・証拠説明書(23) 8月2日提出
- ・書証の提示 甲185号、186号、187号、188号の1から195号

被告提出書面 なし

(7) 原告意見陳述1(原告準備書面(23)) 星 雄介 弁護士

- ① 被告 NHK のニュース報道番組における放送法第4条及び国内番基準に違反する報道は、より悪化しており、その是正が困難な状況が続いている。

国民の知る権利ないし投票の自由を侵害する恐れのあるニュースが放送され、他の手段でそれを是正することが困難な状況が継続している場合には確認の利益が求められる。

- ② 「放送を語る会」の国政選挙時のTV報道のモニター報告に見られる選挙報道の問題

・2010年参議院選挙の報道

各政党間の取り扱い方が、民主・自民の比重が圧倒的に多く政治的公平を欠いている。メディアが政党の扱いに長短・軽重の差をつけて報道することは、メディアの価値判断を先行させ有権者に余談や先入観を持ち込み、自由な政治選択を阻害する。

・2012年衆議院選挙

解散によって、いったんは議席数が白紙になったと考え、選挙期間中は各政治勢力に公平に主張の機会を与えるべきである。

・2013年参議院選挙

自民党への配分時間が圧倒的に長い状況が続いてきた。

選挙報道番組の量が少ない。スポーツ、芸能ニュースなどを長時間放送している。国政選挙の期間中は選挙報道の質を抜本的に拡充すべきである。

・2014年総選挙

投票直前の「党首を追って」では大政党に有利な時間配分であり、安倍首相は破格の扱いを受けている。「ニュースウオッチ9」では、投票日前3週間の選挙関連報道が2012年総選挙時3時間16分に対し今回は2時間13分で約3分の2となっている。簡単かつ掘り下げのない報道は、多角的論点提示を怠り、ひいては国民の知る権利を侵害するものである。

・2016年参議院選挙

選挙公示日以降にもかかわらず、ニュース報道で選挙関連報道がない日が多く、選挙報道の量が少ない。ニュース7では18回のうち9回関連報道がなかった。投票日前の1週間では4日間関連ニュースがなかった。

・2017年衆議院選挙

各党への時間配分の政治的公平性を欠く状況が改善されていない。「少数意見の尊重」が民主主義の原理であり、有権者が接する機会の少ない少数政党の主張もきちんと伝えることがメディアの役割である。

③ まとめとBPO意見書

・国政選挙に関する被告NHKの報道番組について指摘されてきた問題点は放送法違反であり、改善がみられない。2016年参議院選挙をめぐるテレビ放送について、BPOは次のことを指摘している。視聴者・有権者の政治選択にとって重要な点を漏らすことなく取り上げること。内政政策、外交政策、憲法改定に対する方針などの重要な争点を明確にし、候補者や政党にとって不都合な争点をあいまいにしてはならない。

(8) 原告意見陳述2 佐藤 真理 弁護士

- ① 過日の参議院選挙(7月21日投開票)の投票率は48.5%と戦後2番目に低かった。この低投票率の責任はマスコミ、とりわけNHKにある。
- ② 選挙戦中盤7月13日～15日3連休の間のNHKの選挙報道は、14日の70分間の各党代表による討論会のみであった。(除く 政権放送、経歴放送)
- ③ 3月、4月のNHKニュースウォッチ9では、スポーツが最も長く放送され、政治は4番目であった。国民の知る権利に応える公共放送の役割を果たしていない。
- ④ 7月参議院選挙時、公示後の17日間NHK及び在京地上波テレビ6局の選挙報道時間の総合計は僅か36時間であった。前回参議院選挙時(2016年)より5時間22分、前々回(2013年)より13時間10分減っている。
- ⑤ 国民の知る権利に奉仕し、民主主義の前進に寄与する公共放送として、国政選挙期間中は選挙報道の量を飛躍的に増やすのが当然である。
- ⑥ NHKの現在の選挙報道は、争点や現政権のウソと偽りの政権体質の顕在化を避けようとする、政権与党寄りの「アベチャンネル」の象徴と批判されるべきである。NHKを「政府の広報機関」から「市民的公共機関」に変えていくために、本件裁判は重要である。
- ⑦ 放送を語る会やBPOなどからの選挙報道の在り方についての是正改善要求にもかかわらず、ますます政権よりに後退している。これを是正することが困難な状況にあり、原告らの確認の利益が認められる。
- ⑧ 裁判所が人証取り調べを含む十分な審理を尽くし、原告らの請求の適否について、正面から判断されるよう求める。そのために、合議体による審理に移行することを要請する。

(10) 進行協議

- ① 裁判長は被告に対し、今回の原告準備書面(21)、(22)に対し被告側はどう対応するかと質問、被告は反論しないと回答。
- ② 原告側は10月15日までに「争点整理」の準備書面、人証申出書、関連する陳述書を提出する。

- ④ 次回口頭弁論期日は 11月7日(木)13時30分～、その前に進行協議を10月30日(水)16時～に行う。
- ⑤ 原告側の証人申し出に対し、被告NHK側は口頭で意見を述べる。

2. 裁判報告 佐藤 真理 弁護団長

- ① 本裁判いよいよ正念場に来ている。次回口頭弁論は11月7日、その前に進行協議が10月30日に行われる。証人をできるだけ多く採用させるよう、法廷ではなく事前の進行協議で裁判官に迫る。
- ② 7月に行われた参議院選挙、投票率48.8%と低かった。特に18歳、19歳で低かった。その原因の一つはマスメディア、中でもNHKの選挙報道が短かったこと、また重要な争点についての政党間の十分な論戦を報道しなかったことにある。男子普通選挙権は、1925年治安維持法といわば引き換えで獲得したものであり、そのようにして得た選挙権の投票率を上げるように改革していかなければならない。NHK・マスメディアの責任重大である。
- ③ 須藤春夫法政大学名誉教授の追加意見書はBBCのことが書かれている。これを準備書面化したのが準備書面(21)である。BBCが総選挙の時にどの程度の時間、報道しているのかなど、実態をもっと調査し、追加主張したい。
BBCは、イギリスのEU離脱問題の国民投票の際に放送の特別のガイドラインをつくって、それに従って放送をした。また見識を持ったジャーナリストが論戦をリードして深い議論が出来ている。
- ④ 今後の意見書、関連する準備書面は、稲葉一将名大教授、醍醐聡東大名誉教授、相澤冬樹さんらを予定し、準備を進めている。
- ⑥ 次回15回口頭弁論には大法廷を一杯にするようお願いしたい。

3. ミニ講演会 星 雄介 弁護士 「被告NHKの主張と原告の反論」

- ① 本講演の目的・趣旨
当裁判における原告の主張、被告NHKの反論、それに対する原告の反論を解りやすく説明する。
- ② 原告の主張
 - ・原告が裁判で請求していること 2つ
NHKの放送法遵守義務の確認
NHKが放送法4条1項各号を遵守しない報道番組を放送した場合には損害賠償責任を負う。
 - ・請求の根拠としている主張 2つ
受信契約の有無に関わらずNHKは放送法を守る法的な義務がある。
受信契約に基づいて、NHKは放送法4条1項各号を守る義務がある。
後者について：契約は当事者の意思の合致によって成立するものである。その契約の内容が問題。契約書には「放送法に基づいて契約」と書いてある。契約者は当然NHKが放送法を守って放送をすると思う。
 - ・NHKの反論

本案前の答弁 — 法律上の争訟ではない、中身に立ち入らずに、門前払いの判決をせよ、という主張

確認の利益がない — そもそも放送法遵守義務を確認する意味がない。

放送法4条1項各号は倫理的義務であって、法的な義務ではない。

NHKは放送編集の自由を持っている。よって原告が主張する「放送法を守れ」という主張はNHKの自由を侵害するものであって、原告は間違っている。

NHKは受信契約していることは認めているが、その内容に放送法4条1項各号を守ることは含まれていないと主張。しかしNHKはその根拠を示していない。

・原告の再反論

本案前の答弁に対して：「受信契約」という法律上の問題を扱うものであるから、まぎれもなく法律上の争訟である。

確認の利益：これまでの準備書面で繰り返し主張してきた。(時間制約上割愛)

・NHKは本日の弁論でも原告の意見陳述に対し内容に踏み込んで反論しなかった。

「受信契約」に関わる訴訟について、裁判官は何らかの判断をするはずである。裁判官がNHKの対応をどう扱うか楽しみである。

4. 質疑応答、意見交流など

N 国党の主張「NHK 放送のスクランブル化」を評価する意見が出されたので、「N 国党問題についての奈良の会の見解」を世話人から口頭説明した。それへの反論が出されたが、時間の制約上議論を深めることは出来なかった。

奈良の会の見解資料を添付します。

以上